平成２４年（フ）第３６０号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷764番地２　三根ハイツ102、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷2264番地４
債務者　堀江　圭吾
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　一代
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成25年２月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７９２号
北海道石狩市花川南４条４丁目70番地
債務者　村上　俊圀
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大町　英祐
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６２号
宮城県岩沼市桑原４丁目５―10　コーポラス桑原102、住民票上の住所宮城県亘理郡亘理町長瀞字新海岸134番地３
債務者　伊東　廣子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　皆川　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷字舘下33番地の２　グラースメゾン102、従前の住所仙台市泉区南光台南３丁目８番10―314号
債務者　三浦　俊憲
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月９日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
長野県千曲市大字若宮1414番地２　ヒカリマンション206号室、前住所長野県千曲市大字羽尾1309番地４
債務者　大田　　晶
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　武井　美央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月19日午前10時５分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１０８０号
神戸市東灘区御影塚町３丁目11番９号　レアレア神戸12番館701号、従前の住所神戸市東灘区住吉東町３丁目７番５号
債務者　内藤　竹志（旧姓本田）
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三道　政弥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第４０２号
山梨県中央市西新居161番地２　レジデンス田島106
債務者　佐藤ユパこと　ＳＡＴＯ　ＹＵＰＡ
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４０４号
山梨県甲府市荒川２丁目10番30号　ヴァンヴェール荒川Ｋ―Ｃ号室
債務者　村松　純子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１５号
山梨県山梨市牧丘町西保下3515番地２
債務者　若月今朝貴
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
静岡県富士宮市杉田1133番地の41、前住所静岡県富士宮市星山986番地の14
債務者　木ノ内正義
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１６４号
静岡県富士宮市杉田1133番地の41、前住所静岡県富士宮市星山986番地の14
債務者　木ノ内　忍
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１１５号
山口県宇部市大字妻崎開作256番地２　プレミールハイツ105号
債務者　兼行　俊之
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第６９４号
仙台市太白区大野田１丁目４番35号、従前の住所仙台市太白区西中田６丁目11番20号ローズガーデン205
債務者　武田　真一
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２４号
仙台市青葉区中江１丁目８番12号
債務者　弓田はな子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号
宮城県柴田郡村田町大字村田字反町36番地コンフォート蘭205号
債務者　佐藤　幸大
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第７９号
宮城県柴田郡大河原町大谷字上谷前41番地20町営住宅Ｂ―２号棟304号
債務者　渡邊　真弓
１　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部